

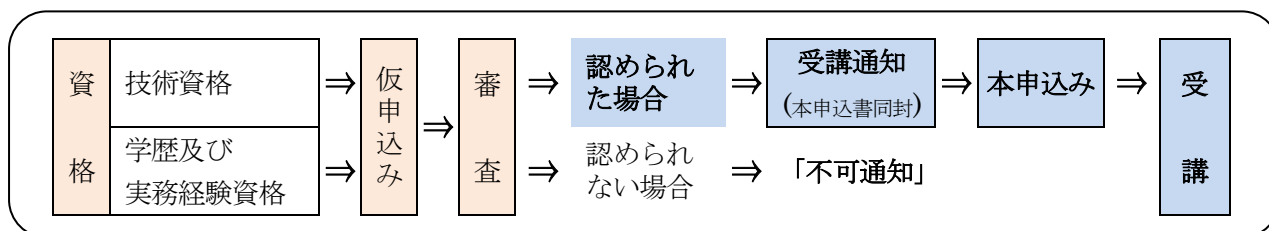
## 資格認定講習とは

公害防止管理者の資格を取得するには、国家試験を受験する方法と資格認定講習を受講して資格を取得する方法があります。

資格認定講習は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」施行令に基づき、技術資格又は学歴及び実務経験資格を有する方を対象に行うものです。

技術資格又は学歴及び実務経験資格を有する方が、書類審査を経て**規定の講習を受講し、かつ、修了試験に合格した場合**、国家試験に合格した場合と同等の資格が付与されます。

### はじめに：受講までの流れ



### 1. 講習を受けるための資格

● 次の二つの資格のうち一つが必要です。資格のない方は受講することができません。

1 ● 技術資格

(詳細は 9～12 ページの別表 A 参照)

2 ● 学歴及び実務経験資格

(詳細は 13～17 ページの別表 B 参照)

### 2. 仮申込みと受講資格審査 (先着順ではありません)

- 7ページからの「Ⅱ. 受講仮申込み手続きについて」をよく読んで、仮申込みしてください。申込方法は郵送で、受講希望地の分室の仮申込締切日 (3～6 ページ記載) 必着となります。提出記録を残したい場合は、簡易書留やレターパックで郵送してください。
- 同一区分の複数申込み (例：大気 2 種を東京と大阪に申込み。) はやめてください。
- 仮申込締切後は、申請内容の変更は一切できません。
- 受講適格者が講習予定人員を大きく下回る場合には、講習が中止になることがあります。また、受講適格者が最少催行人数を下回る場合には、講習は実施いたしません。中止の場合は仮申込審査の結果通知の際にお知らせします。
- 受講適格者が講習の予定人員を超える場合は、以下のような基準で受講の優先順位を決めます。

①：未選任工場 (注 1) の勤務者を最優先します。

②：次に特定工場 (注 2) の勤務者を優先します。

③：それでも適格者が定員を超えるときは、同一工場からの複数受講希望者を 2 名以下に制限します。

先着順ではありません

注 1 未選任工場：特定工場であって、未だ公害防止管理者の選任がなされていない工場。

注 2 特定工場：公害防止管理者の選任は法で義務づけられています。ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設のいずれかを設置する工場であって、製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する工場です。

### 3. 受講資格審査の結果の通知

- 仮申込審査結果の通知は仮申込書（様式第1）の勤務先へ書面でお送りします。
- **審査結果の通知は書面で行いますので電話での問合せには応じられません。**
- 受講が認められた場合は、受講開催日の約2週間前までに「受講本申込書」と「受講通知書」を送付します。受講することが決まった方は、本申込書を申込先の分室へ送付してください。
- 受講が認められなかった場合は、「受講不可通知」（ハガキ）を送付します。
- 講習テキストについては受講通知書とともにご案内いたします。（テキスト代は講習受講料には含まれません。）
- 平成18年度以降に公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を取得された方が講習を受講する場合、保有資格取得時に受験・受講した科目と共通の科目の講義について免除することが可能です。詳しくは「6. 聴講免除について」及び受講通知書同封の書面にてご確認ください。

### 4. 本申込みと講習受講料の納付

- 受講本申込書同封の払込取扱票にて振込み、必要事項を記入した本申込書に、振替払込受付証明書・写真を貼付して申込先の分室に本申込みの手続きを完了してください。
- 講習受講料は49ページ記載のとおりです。

### 5. 修了試験について

- 定められた講習時間を受講しないと修了試験は受けられません。
- 講習最終日に実施区分ごとに修了試験が行われます。修了試験に合格しない場合は資格を取得することはできません。
- 修了試験に合格しない場合の救済措置はありません。
- 同一実施区分を同時に複数申込できませんが、一つの実施区分を受講し修了試験後であれば再度申込することは可能です。

### 6. 聴講免除について

- 平成18年度以降に公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を取得された方（国家試験区分合格、資格認定講習修了のいずれも含みます）が講習を受講する場合、保有資格取得時に受験・受講した科目と共通の科目の講義について聴講免除が可能です。（平成17年度以前の資格は、科目構成が異なるため、免除の対象となりません）
- 免除できるのは講習の聴講のみで、修了試験はすべての科目を受験する必要があります。
- 講習のスケジュール（時間帯や講義科目の順番）は、受講通知に同封し、お知らせいたします。（スケジュールは変更となることもありますので、事前の問い合わせには対応いたしかねます。）
- 聴講すべき科目の講習を欠席すると、所定の受講時間が満たされず、修了試験を受けられなくなりますのでご注意ください。
- 聴講免除を希望される方は「受講本申込書」提出時に、保有する合格証書又は修了証書のコピーを添付してください。

### 7. 修了試験結果について

- 修了者には修了証書、不合格者には結果通知を勤務先へ郵送します。
- 修了結果の発送については各会場でお知らせいたします。
- 結果の内容についての問い合わせには応じられませんのでご了承ください。